

「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」新旧対照表

資料2-4

最終案	中間案
<p><目次></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 困難女性を支える仕組みづくり 【女性の困難の解消】 …………… 43</p> <p>①官民協働による孤立させない若年女性への支援</p> <p>②本人に寄り添った支援のための体制づくり</p> <p>③生活基盤を支えるための支援</p> <p>④居場所づくりの支援</p> <p>⑤さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実</p> <p>⑥外国人、障がい者、高齢者、<u>性自認が女性であるトランスジェンダー</u>などの当事者への対応</p>	<p><目次></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 困難女性を支える仕組みづくり 【女性の困難の解消】 …………… 41</p> <p>①官民協働による孤立させない若年女性への支援</p> <p>②本人に寄り添った支援のための体制づくり</p> <p>③生活基盤を支えるための支援</p> <p>④居場所づくりの支援</p> <p>⑤さまざまな困難を要因とする支援対象者への心理的支援の充実</p> <p>⑥外国人、障がい者、高齢者、<u>LGBTQ</u>などの当事者への対応</p>
<p>第1章 計画策定における基本的な考え方</p> <p>1. 策定の趣旨</p> <p>(中略)</p> <p>しかし、女性は、性的な暴力に遭遇する場合が多く、<u>予期せぬ妊娠のように</u>妊娠、出産などに関連した女性特有の問題があり、また、社会的、文化的に形成されてきた性別(ジェンダー)による役割分担意識や性差に関する無意識の思い込みや偏見が、<u>女性の生きづらさにつながっている</u>状況にあります。</p>	<p>第1章 計画策定における基本的な考え方</p> <p>1. 策定の趣旨</p> <p>(中略)</p> <p>しかし、女性は、性的な暴力に遭遇する場合が多く、妊娠、出産などに関連して女性特有の問題があり、また、社会的、文化的に形成されてきた性別(ジェンダー)による役割分担意識や性差に関する無意識の思い込みや偏見<u>を受け</u>る状況にあります。</p>

<p>(中略)</p> <p><u>なお、DV被害者支援においては、性別に関わりなく支援するものとされています。</u></p> <p>(中略)</p> <p>県は、この計画を「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」として策定し、<u>DV被害者および</u>困難な問題を抱える女性への支援に係る今後の方向性を示すとともに、さまざまな支援施策を推進するものとします。</p>	<p>(中略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(中略)</p> <p>県は、この計画を「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」として策定し、困難な問題を抱える女性への支援に係る今後の方向性を示すとともに、さまざまな支援施策を推進するものとします。</p>
<p>第2章 県における現状および課題</p> <p>1. 現状</p> <p>(中略)</p> <p>③女性相談支援員</p> <p>女性相談支援センターならびに県および各市町の福祉事務所に置かれており、困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援を行っています。</p> <p>支援対象者にとって最も身近な相談窓口として支援への入り口を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる各種支援制度の実施機関と連携して、適切な支援につなげる役割を果たしています。</p> <p>(中略)</p> <p>⑥三重県男女共同参画センター（フレんテみえ）</p>	<p>第2章 県における現状および課題</p> <p>1. 現状</p> <p>(中略)</p> <p>③女性相談支援員</p> <p>女性相談支援センターならびに県および各市町の福祉事務所に置かれており、困難な問題を抱える女性やDV被害者<u>など</u>への支援を行っています。</p> <p>支援対象者にとって最も身近な相談窓口として支援への入り口を果たすとともに、支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる各種支援制度の実施機関と連携して、適切な支援につなげる役割を果たしています。</p> <p>(中略)</p> <p>⑥三重県男女共同参画センター（フレんテみえ）</p>

<p>男女共同参画社会の推進を目的に、男女共同参画に関する<u>情報発信</u>および啓発や、専門相談を含む各種相談窓口を開設しています。<u>また、DV被害者を支えるサポートグループによる活動も実施しています。</u></p>	<p>男女共同参画社会の推進を目的に、男女共同参画に関する<u>周知</u>および啓発や、専門相談を含む各種相談窓口を開設しています。</p>
<p>第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容</p> <p>(中略)</p> <p>3. 役割分担</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>女性支援事業の実施にあたり中核的な役割を果たし、基本計画を策定することなどを通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開します。あわせて、困難な問題を抱える女性への積極的かつ計画的な支援の実施とその周知を行い、そして、支援を行う者の活動の連携および調整を図ります。<u>なお、事業の実施については、情報の公開などにより、県民の理解が得られるよう努めます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(2) 市町の役割</p> <p>最も身近な相談先として、寄り添った役割を果たすとともに、さまざまな支援制度の実施主体でもあることから、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体などへのつなぎなどを<u>各地域の資源を活用しながら</u>実施します。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容</p> <p>(中略)</p> <p>3. 役割分担</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>女性支援事業の実施にあたり中核的な役割を果たし、基本計画を策定することなどを通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開します。あわせて、困難な問題を抱える女性への積極的かつ計画的な支援の実施とその周知を行い、そして、支援を行う者の活動の連携および調整を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 市町の役割</p> <p>最も身近な相談先として、寄り添った役割を果たすとともに、さまざまな支援制度の実施主体でもあることから、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体などへのつなぎなどを実施します。</p> <p>(中略)</p>

<p>4. 具体的な取組内容 (1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】 ①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校において男女共同参画社会の実現に資する力を育成する人権教育を推進するとともに、家庭・地域・職場において男女平等や人権擁護に関する意識が醸成されるよう啓発を実施します。</u> <p>(中略)</p> <p>②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究 【取組方針】</p> <p>(中略)</p> <p>特にDVにおいては、多くが家庭内で行われることから、被害者が問題を抱え込むことで、より被害が潜在化・深刻化しやすいという問題があります。</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部)</p> <p>(中略)</p>	<p>4. 具体的な取組内容 (1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】 ①男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育を推進します。</u> <p>(中略)</p> <p>②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究 【取組方針】</p> <p>(中略)</p> <p>特にDVにおいては、多くが家庭内で行われることから、女性が問題を抱え込むことで、より被害が潜在化・深刻化しやすいという問題があります。</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部)</p> <p>(中略)</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者支援の一環として、DV加害者更生プログラムの<u>実施に向けて</u>、調査研究状況などを把握します。 <p>(中略)</p> <p>(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】</p> <p>①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、教育委員会、警察本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを活用した多分野の相談窓口を設置することで、より適切な相談対応を実施します。 ・ <u>サイバーパトロール(インターネット上の違法情報や、犯罪や事件を誘発するなどの有害情報を把握して事件化や削除依頼などの措置を講じること)などの実施により、支援対象者を発見した場合には、抱えている問題に応じた適切な支援機関へ支援対象者をつなげます。</u> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人、障がい者、高齢者、男性DV被害者および<u>性自認が女性であるトランスジェンダー</u>などの当事者<u>に寄り添った</u>相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者支援の一環として、DV加害者更生プログラムの調査研究状況などを把握します。 <p>(中略)</p> <p>(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】</p> <p>①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、教育委員会、警察本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを活用した多分野の相談窓口を設置することで、より適切な相談対応を実施します。 ・ <u>支援対象者の発見のために、SNSなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します。</u> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人、障がい者、高齢者、男性DV被害者および<u>LGBTQ</u>などの当事者<u>の特性に応じた</u>相談対応を行い、支援のための連携
---	--

<p>を行い、支援のための連携先を確保します。</p> <p>(中略)</p> <p>④個々の状況に応じた専門相談の実施</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、警察本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職(心理職、産業カウンセラーなど)の配置などにより、専門相談の充実を図ります。 ・ 女性相談支援センターによる女性相談支援員向け専門研修の充実を図ります。 ・ DV被害に関する専門相談支援を実施します。 ・ 性犯罪・性暴力被害に関する専門相談支援を実施します。 ・ 母子保健(予期せぬ妊娠など)に関する専門相談支援を実施します。 ・ ひとり親家庭に関する専門相談支援を実施します。 ・ 生活困窮に関する専門相談支援を実施します。 ・ 心の悩みに関する専門相談支援を実施します。 ・ 人権に関する専門相談支援を実施します。 ・ ヤングケアラーなど困難を抱える子ども・若者に関する専門相談支援を実施します。 	<p>先を確保します。</p> <p>(中略)</p> <p>④個々の状況に応じた専門相談の実施</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部、警察本部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職(心理職、産業カウンセラーなど)の配置などにより、専門相談の充実を図ります。 ・ 女性相談支援センターによる女性相談支援員向け専門研修の充実を図ります。 ・ DV被害者などへの専門相談支援を実施します。 ・ 性犯罪・性暴力被害者に対する専門相談支援を実施します。 ・ 母子保健(予期せぬ妊娠など)に関する専門相談支援を実施します。 ・ ひとり親家庭への専門相談支援を実施します。 ・ 生活困窮者への専門相談支援を実施します。 ・ 心の悩みに関する専門相談支援を実施します。 ・ 人権に関する専門相談支援を実施します。 ・ ヤングケアラーなど困難を抱える子ども・若者への専門相談支援を実施します。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもりに関する専門相談支援を実施します。 ・ 障がいに関する専門相談支援を実施します。 ・ 外国人住民の生活に関する専門相談支援を実施します。 ・ 悪質ホストに関する専門相談支援を実施します。 ・ 依存症に関する専門相談支援を実施します。 ・ 弁護士による専門相談の充実を図ります。【再掲】 <p>(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】</p> <p>(中略)</p> <p>②同伴する子どもへの支援の充実</p> <p>【取組方針】</p> <p>保護にあたり、子どもを同伴する人も多いことから、保護中の子どもへの支援も欠かすことはできません。<u>また、支援にあたっては、子どもの最善の利益を図る必要があります。</u></p> <p>支援対象者およびその子どもへの心理面でのサポートは重要であり、中でも、<u>面前DVによる心理的虐待を受けた</u>子どもへのこころのケアなどについては特に重要なものとして取り組めます。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもりに関する専門相談支援を実施します。 ・ 障がい者の方への専門相談支援を実施します。 ・ 外国人住民の生活に関する専門相談支援を実施します。 ・ 悪質ホストに関する専門相談支援を実施します。 ・ 依存症に関する専門相談支援を実施します。 ・ 弁護士による専門相談の充実を図ります。【再掲】 <p>(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】</p> <p>(中略)</p> <p>②同伴する子どもへの支援の充実</p> <p>【取組方針】</p> <p>保護にあたり、子どもを同伴する人も多いことから、保護中の子どもへの支援も欠かすことはできません。</p> <p>支援対象者およびその子どもへの心理面でのサポートは重要であり、中でも、<u>面前DVにより傷ついた</u>子どもへのこころのケアなどについては特に重要なものとして取り組めます。</p> <p>(中略)</p>
---	--

<p>(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】</p> <p>①官民協働による孤立させない若年女性への支援</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部)</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サイバーパトロール(インターネット上の違法情報や、犯罪や事件を誘発するなどの有害情報を把握して事件化や削除依頼などの措置を講じること)などの実施により、支援対象者を発見した場合には、抱えている問題に応じた適切な支援機関へ支援対象者をつなげます。【再掲】</u> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>若年女性の母親に対して、「子育て」と「困難女性」の両面をとらえて支援できるよう、相談に係る関係機関との連携を推進します。</u> <p>(中略)</p> <p>⑥外国人、障がい者、高齢者、<u>性自認が女性であるトランスジェンダー</u>などの当事者への対応【取組方針】</p>	<p>(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】</p> <p>①官民協働による孤立させない若年女性への支援</p> <p>(中略)</p> <p>【今後の具体的な取組】(子ども・福祉部、環境生活部、教育委員会、警察本部)</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>支援対象者の発見のために、SNSなどへの不適切な書き込みの発見と注意喚起を行うなどのネットパトロールを実施します。【再掲】</u> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>若年女性の母親に対する「子育て」と「困難女性」の両面をとらえた相談支援を実施します。</u> <p>(中略)</p> <p>⑥外国人、障がい者、高齢者、<u>LGBTQ</u>などの当事者への対応【取組方針】</p>
---	---

<p>国籍や性的指向・性自認などに起因する困難を抱える人に対し、その生きづらさを解消し、孤立を防ぐために、さまざまなニーズに応える必要があります。</p> <p>また、障がいのある人や高齢者に対しても、等しく生活しやすいような環境を整備することは重要なことです。</p> <p>問題を抱える人それぞれに適した支援ができるよう、一時保護委託先の拡充や、専門相談機関との連携強化に取り組めます。</p> <p>【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口などの広報資料の多言語化の実施や、外国人の支援対象者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実（「みえ外国人相談サポートセンターMieCo」との連携の推進）を図ります。 ・ <u>性自認が女性であるトランスジェンダー</u>などの当事者への支援の充実を図ります。 <p>(中略)</p> <p>(5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】</p> <p>①支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化</p> <p>【取組方針】</p> <p>(中略)</p>	<p>国籍や性自認などに起因する困難を抱える人に対し、その生きづらさを解消し、孤立を防ぐために、さまざまなニーズに応える必要があります。</p> <p>また、障がいのある人や高齢者に対しても、等しく生活しやすいような環境を整備することは重要なことです。</p> <p>問題を抱える人それぞれに適した支援ができるよう、一時保護委託先の拡充や、専門相談機関との連携強化に取り組めます。</p> <p>【今後の具体的な取組】（子ども・福祉部、環境生活部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口などの広報資料の多言語化の実施や、外国人の支援対象者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実（「みえ外国人相談サポートセンターMieCo」との連携の推進）を図ります。 ・ <u>LGBTQ</u>などの当事者に対する対応や支援の充実を図ります。 <p>(中略)</p> <p>(5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】</p> <p>①支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化</p> <p>【取組方針】</p> <p>(中略)</p>
--	---

<p>なお、支援調整会議においては、県内の民間団体と公的機関との連携や、民間団体相互の連携の促進などに取り組むほか、地域の課題や事例については広く関係機関相互で情報共有し、連携する意識の醸成を図ります。</p>	<p>なお、支援調整会議においては、県内の民間団体と公的機関との連携や、民間団体相互の連携の促進などに取り組むほか、地域の課題や好事例については広く関係機関相互で情報共有し、連携する意識の醸成を図ります。</p>
<p>第4章 計画の推進</p> <p>1. 推進および連携体制</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関わる各関係機関により構成される、「<u>三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議</u>」を設置することで、各関係機関の連携を深め、円滑な支援を実施し、この計画の推進を図ります。</p> <p>2. 計画の進行管理</p> <p>この計画の遂行および成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要であり、一方で、県は市町における取組の促進支援を行うことから、県は、各部局の取組および市町の取組の実施状況について、適宜把握することとします。</p> <p>また、この計画に位置づけた施策の現状や課題などを明確にするため、数値目標を設定し、その進捗状況を把握します。</p> <p>施策の実施状況や数値目標の進捗状況は、「<u>三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議</u>」において報告し、計画の適切な進行管理を行います。</p>	<p>第4章 計画の推進</p> <p>1. 推進および連携体制</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援に関わる各関係機関により構成される、「<u>三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議</u>」を設置することで、各関係機関の連携を深め、円滑な支援を実施し、この計画の推進を図ります。</p> <p>2. 計画の進行管理</p> <p>この計画の遂行および成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要であり、一方で、県は市町における取組の促進支援を行うことから、県は、各部局の取組および市町の取組の実施状況について、適宜把握することとします。</p> <p>また、この計画に位置づけた施策の現状や課題などを明確にするため、数値目標を設定し、その進捗状況を把握します。</p> <p>施策の実施状況や数値目標の進捗状況は、「<u>三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議</u>」において報告し、計画の適切な進行管理を行います。</p>

<p>【参考資料】</p> <p>(中略)</p> <p>○県内外NPOからの聞き取り結果</p> <p>(中略)</p> <p>【子どもたちの現状】</p> <p>(中略)</p> <p>(具体的な意見)</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが最も悩みを打ち明けられないのは、その子どもたちの親（だから、<u>夜間に繁華街の路上にいたり、居場所を転々としていたりする子どもたちに対して、「家に帰れ」という指導を行っても問題解決につながらない。</u> 	<p>【参考資料】</p> <p>(中略)</p> <p>○県内外NPOからの聞き取り結果</p> <p>(中略)</p> <p>【子どもたちの現状】</p> <p>(中略)</p> <p>(具体的な意見)</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが最も悩みを打ち明けられないのは、その子どもたちの親（だから、<u>支援対象者となった子どもたちに「家に帰れ」という指導を行っても問題解決につながらない。</u>
---	--